

令和3年度就職差別解消促進月間 賛同団体及び特別賛同団体募集要項

1 募集目的

東京都では6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別をなくし就職の機会均等を確保するため、国等と連携して様々な啓発活動を展開しています。

就職差別解消促進月間の趣旨に賛同する都内企業及び団体を広く募集し、これらの企業・団体の協力や知見を得ながら同月間の啓発活動を行うことで、公正な採用選考や企業における人権について社会的気運及び意識の醸成を図ることを目的としています。

2 就職差別解消促進月間「賛同団体」に登録又は「特別賛同団体」に承認されることのメリット

「賛同団体」に登録された企業・団体の名称について、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」に掲載し、広く公表します。

また、「賛同団体」のうち「特別賛同団体」に承認された企業・団体の名称について、「TOKYOはたらくネット」及び東京都が発行する広報紙など広報媒体に掲載するとともに、就職差別解消促進月間中に開催される「就職差別解消シンポジウム」（以下「シンポジウム」という。）において配布資料への掲載等により紹介します。

上記により、企業・団体において公正な採用選考に取り組んでいることを当該企業・団体の内外にPRすることができます。

3 「賛同団体」の募集対象・申請要件等

(1) 募集対象

都内に本社、支社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、NPO法人等（人格のない社団等を含む。）

※国、地方公共団体等の行政機関及び個人は募集対象に含まれません。

(2) 申請要件

以下①及び②を満たす企業・団体とします。

①就職差別解消促進月間の趣旨に賛同し、自企業等内又は関係団体等へのチラシ配布及びポスター掲示等の広報協力を行うことが可能であること（賛同団体が広報協力を行うために必要なチラシ及びポスターについては、東京都が提供します（令和3年4月下旬以降に順次発送予定）。）。

②自企業等に所属する者を1人以上シンポジウム（※）に参加させることが可能であること。（感染症の状況により要件を変更する場合があります。）

※令和3年度「就職差別解消シンポジウム」開催予定

・日時：令和3年6月9日（水）午後1時から3時半まで（予定）

・場所：LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）（東京都渋谷区宇田川町1-1）

(3) 申請方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」上の専用フォームに必要事項を入力し、申請してください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/kouen-eiga/>

4 「特別賛同団体」の募集対象・申請要件等

(1) 募集対象

「賛同団体」に登録されている企業・団体

(2) 申請要件

以下①～④をすべて満たす企業・団体とします。

- ①就職差別の解消に関して、十分な知見を有し、かつ、来場者百名以上の大規模な行事を複数年にわたり実施した実績を有すること。
- ②申請日において、就職差別の解消を促進するための活動を継続していること。
- ③自企業等に所属する者を複数人シンポジウムに参加させることが可能であること。
(感染症の状況により要件を変更する場合があります。)
- ④シンポジウムの企画等について、主催者による意見の聴取に応じることが可能であること。

(3) 申請方法

①申請書の入手方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」より申請書類をダウンロードしてください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/kouen-eiga/>

※上記ホームページからのダウンロードが困難な場合は、郵送により送付しますので、「7 問合せ先」までご連絡ください。

②申請書類の作成

以下の書類に必要事項を記入・作成してください。

※(ア)及び(イ)は必ず提出してください。

(ア) 申請書 (申請様式)

(イ) 要件該当誓約書 (申請書別紙1)

(ウ) 上記(ア)申請書に記載した活動実績や現在の活動内容に関する資料

(企業・団体内資料、チラシ、パンフレット等)

③申請書類の提出

申請書類に必要事項を記入し、代表者印を押して以下の宛て先へ郵送してください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進担当

※申請書類は必ず代表者印を押したものを上記へ郵送してください。

④提出された書類等は、返却いたしません。予めご了承ください。

⑤提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他関係法令を順守します。

⑥申請された内容について、審査に先立ち東京都職員が電話等で確認をさせていただく場合がございます。

5 募集期間

(1) 賛同団体

令和3年3月2日(火)～令和3年5月31日(月)

(2) 特別賛同団体

令和3年3月2日(火)～令和3年3月24日(水)【必着】

6 「賛同団体」の登録及び「特別賛同団体」の承認について

- (1) 「賛同団体」は、上記3(3)の申請の完了をもって登録します。登録後、速やかに「TOKYOはたらくネット」上に企業・団体の名称を掲載します(掲載まで数日～1週間程度かかる場合がございます。予めご了承ください)。
- (2) 「特別賛同団体」は、上記4(3)により提出された申請書類をもとに、東京都において審査を行います。審査完了後、承認又は不承認の結果について、申請企業・団体宛てに通知します。
- (3) 令和3年度就職差別解消促進月間についての「賛同団体」の登録及び「特別賛同団体」の承認の期間は、登録又は承認された日から令和4年3月31日(木)までとします。

7 問合せ先

東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進担当

住所：東京都新宿区西新宿2-8-1

電話：03(5320)4649(直通) FAX：03(5388)1469